葉山町火災予防条例(抜粋)

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

- 第 48 条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、 防火対象物の消防用設備等の状況が、法若しくは令の規定又はこれに基づく命令に違反 する場合は、その旨を公表することができる。
- 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、防火対象物の関係者にその旨 を通知するものとする。
- 3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、 規則で定める。

葉山町火災予防条例施行規則(抜粋)

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

- 第 15 条 条例第 48 条第 3 項に規定する規則で定める公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)別表第 1 (1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16 の 2)項及び(16 の 3)項に掲げる防火対象物で、法第 17 条第 1 項に規定する政令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第 4 条第 1 項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。
- 2 条例第48条第3項に規定する規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防 火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されてい ないこととする。

(公表の手続)

- 第 16 条 条例第 48 条第 3 項に規定する規則で定める公表の手続は、前条第 1 項に規定する立入検査の結果を通知した日から 14 日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、町ホームページへの掲載により行うものとする。
- 2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
 - (2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)
 - (3) その他消防長が必要と認める事項